

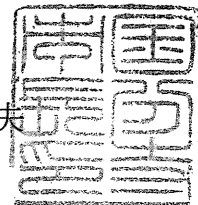


国分寺市告示第124号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条（権利変換の処分）第1項の規定により、国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の変更を次のとおり告示する。

平成27年3月18日

国分寺市長 井澤 邦夫



- 1 第一種市街地再開発事業の名称
国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
国分寺市
- 3 事務所の所在地
国分寺市本町四丁目1番9号
- 4 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
国分寺市本町二丁目，三丁目
- 5 権利変換計画の認可を受けた年月日
平成25年1月30日
- 6 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日
平成27年3月9日